

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 労働者死傷病報告が必要な場合 —

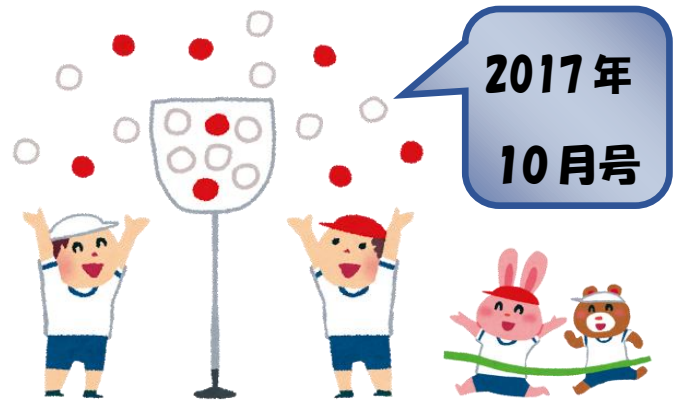
Q: 従業員が仕事中のケガで治療を受けた際、医師から10日ほど療養が必要と言われました。労災の休業補償給付の手続きをすることにしましたが、労働者死傷病報告の提出も別途必要なのでしょうか？ 災害の内容等は労災の請求書で確認できると思うのですが…



A: 労災の請求書は労働者災害補償保険法に基づき療養・休業等の各種給付を受けるためのものですが、**労働者死傷病報告**は**労働安全衛生法**に基づき**災害の原因分析・再発防止対策**の検討に活かすために用いられるもので、それぞれ根拠や目的が異なります。ご質問の通り内容が重複する部分が多く煩雑に感じられますが、報告を怠ることではゆる「労災かくし」を疑われることもありますので、例えば労災の休業手続きの際には手順の一つとして考えて頂ければと思います。

ただ、趣旨が災害の原因分析・再発防止ということから、労働者死傷病報告の提出が求められるのは**労災発生時にかぎらず**、労働災害や就業中のほか**事業場内又はその附属建設物(附属寄宿舍を含む)内等で発生した災害**も対象となっています。大まかに言えば「労災」と「会社の建物・敷地内等で発生した災害」について報告が必要とされています(なお、**通勤災害は対象外**です)。

また、報告が必要なのは労働者が死亡又は休業した災害なので、**休業しない場合は報告が不要**となるほか、休業4日未満の災害については四半期ごとにまとめて報告することになっています。休業について**労災保険を使用しない(会社による補償や自賠責、年休消化等)**場合も報告は必要です。ご注意ください。



法改正ニュース ①

— 地域別最低賃金の改定額が答申されました —

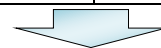
都府県名	改定前	改定後	発効日
大阪	883円	909円	9月30日
兵庫	819円	844円	10月1日
京都	831円	856円	10月1日
滋賀	788円	813円	10月5日
奈良	762円	786円	10月1日
和歌山	753円	777円	10月1日
東京	932円	958円	10月1日

※特定最低賃金(産業別最低賃金)は別途定めあり

法改正ニュース ②

— 厚生年金保険の保険料率改定 — ～9月分(10月納付分)から～

8月分まで	
全額	折半
18.182%	9.091%



9月分(10月納付分)から	
全額	折半
18.3%	9.15%

最近のニュースから

安衛法施行規則改正で 労働時間把握を義務付けへ

厚生労働省は、労働安全衛生法施行規則を改正し、従業員の労働時間の把握を企業などに義務付ける方針を示した。「客観的で適切な方法で行わなければならない」などの文言を明記する。秋の臨時国会に提出予定である「働き方改革関連法案」が施行されるまでに同規則を改正する考え。